

二酸化炭素放出抑制航行手引書（SEEMP）作成に関する指針の改正に関する改正の解説

1. はじめに

2026年6月公表の、二酸化炭素放出抑制航行手引書（SEEMP）作成に関する指針の改正に関する改正について、その内容を解説する。改正の対象は、海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領である。なお、本改正は、2026年7月1日から適用される。

2. 改正の背景

MARPOL 条約附属書 VI 第 26 規則では、国際航海に従事する総トン 400 トン以上の船舶には、IMO が定める指針に従って作成した二酸化炭素放出抑制航行手引書（SEEMP）を備えなければならない旨規定している。

また、同第 27 規則では、国際航海に従事する総トン数 5,000 トン以上の船舶における毎年の燃料油消費実績を、当該指針に定める様式を使用して主管庁等に報告しなければならない旨規定している（IMO DCS）。

これに関して、2024年3月に開催された IMO 第 81 回海洋環境保護委員会（MEPC81）において、燃料消費量の報告項目を、機器別（主機、補機、ボイラ等）や運航状態別（航行中、非航行中等）等に細分化し、より詳細な報告を求めるための IMO DCS の改正が IMO 決議 MEPC.385(81)として採択された。

また、これを受けて、2024年10月に開催された MEPC82 において、上述の SEEMP 作成に関する指針の 2024 年版が IMO 決議 MEPC.395(82)として採択され、さらに 2025 年 4 月に開催された MEPC83 において、その改正が IMO 決議 MEPC.401(83)として採択された。

このため、当該指針の改正に基づき、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 3.6, 3.8 及び 3.9 において参照する IMO の「Guidelines for the Development of a Ship Energy Efficiency Management Plan (SEEMP)」を、2022 年版（決議 MEPC. 346(78), その後の改正を含む）から 2024 年版（決議 MEPC.395(82), その後の改正を含む）に改めた。

なお、同規則 8 編 3.6-3.並びに 3.8-1.(2)(a)及び 3.9.1-2.において、SEEMP は当該 Guidelines に従って作成する旨、また、IMO DCS における報告に使用する様式も当該 Guidelines による旨規定している。